

## 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

### (目的)

第1条 岡山県（以下「甲」という。）と株式会社壺番屋（以下「乙」という。）は、地震等の発生時（以下「災害時」という。）に交通が途絶したことにより、帰宅することが困難となる者のうち、徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）を支援するための徒歩帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置等について、必要な事項を定めるものとする。

### (支援ステーションの設置)

第2条 甲は、乙に対し、災害時に支援ステーションの設置を依頼することができるものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、乙の直営店又は乙とフランチャイズ契約を締結している店舗のうち、前項の支援ステーションの設置に賛同し、次条第1項各号の全部又は一部について支援可能な店舗（以下「店舗」という。）に対し、最大限の努力をもって支援ステーションの設置を求めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、甲は、乙のフランチャイズ契約における制限から、店舗にこの協定の履行を強制することが困難であることを承諾するものとする。

4 乙は、支援ステーションを設置することができない店舗があった場合、甲にその情報を提供するものとする。

### (支援の内容)

第3条 甲は、乙に対し、支援ステーションとして、次に掲げる協力を要請することができるものとする。

(1) 店舗において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等を提供すること。

(2) 店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路の情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報等を提供すること。

2 甲は、前項に定めのない事項について、乙に対し、可能な範囲で協力を求めることができるものとする。

### (支援の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、店舗における徒歩帰宅者に対する支援を実施するものとする。ただし、通信の途絶等の事由により、甲が乙に要請することができないときは、乙は、甲の要請を待たずに、状況に応じ、可能な範囲において自主的に支援を実施することができるものとする。

### (支援ステーション・ステッカーの掲出)

第5条 乙は、店舗に対し、住民に対する支援ステーションとしての取組の周知と防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」の掲出を求めるものとする。

2 甲は、店舗へ掲出中の前項のステッカーの劣化等の状況に応じて、毎年2月1日までに、前項のステッカーの次年度の更新枚数を乙に確認し、必要数を提供するものとする。

### (費用の負担)

第6条 第3条第1項各号に規定する支援の実施に要した費用は、乙が負担するものとする。

2 前条第1項のステッカーに係る一切の費用は、甲が負担するものとする。

### (情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、さらに1年間更新し、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年12月1日

甲 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事

伊原木 隆



乙 愛知県一宮市三ツ井六丁目12番23号

株式会社壺番屋

代表取締役社長

浜島 俊



不次意の... 甲... 乙...

... 甲... 乙...

... 甲... 乙...

